#### 社会福祉法人ながのコロニー役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ながのコロニー(以下「当法人」という。)定款第8条 及び第21条の規定に基づき、評議員並びに理事及び監事(以下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準について定める。

(報酬等の支給)

- 第2条 常勤の役員等には、報酬、賞与及び通勤手当を支給する。
- 2 非常勤の役員等には、業務に応じて報酬を支給する。
- 3 非常勤の役員等には、その業務を行うために要する費用を弁償するものとする。
- 4 役員等が出張するときは、当法人の旅費規程に基づき旅費を支給し、報酬等は支給しない。
- 5 当法人の常勤職員を兼務し職員給与を受けている役員等に対しては、この規程に基づく 報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

- 第3条 前条第1項の報酬等の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 報酬及び賞与 別表第1
  - (2) 通勤手当 当法人の給与規程第21条に準ずる額
- 2 前条第2項及び第3項の報酬等の額は、別表第2に定めるところによる。 (報酬等の支給方法))
- 第 4 条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号の区分に応じ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 月額報酬 毎月1回(当法人の給与規程第38条に準ずる。)
  - (2) 賞与 6月及び12月(当法人の職員に準ずる。)
  - (2) 日額報酬 当該業務に出席又は出勤した都度
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除するほか、本人から申出が あった場合は、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第5条 月額報酬を支給する役員等が新たに就任したときは、その日から報酬を支給する。
- 2 前項の役員等が退任し、又は解任されたときは、その日までの報酬を支給する。
- 3 前2項の場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、それぞれ日割りによって計算する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、第1項の役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬等を支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の 支給の基準として公表する。 (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

### 別表第1 (常勤の役員等)

役職名	区分	報酬等の額
理事長	報酬月額	275,000 円
	賞与	支給時期ごとに決定される当
		法人の職員の賞与支給率基準
		により算定した額

## 別表第2 (非常勤の役員等)

# 1 評議員

業務	報酬の額	交通費の額
評議員会への出席	日額 5,000 円	片道 10km 以上 1回 1,500 円
		片道 10km 未満 1回 1,000 円
		片道 5km 未満 1回 500円
上記のほか法人業務のための出勤	日額 5,000 円	片道 10km 以上 1回 1,500 円
		片道 10km 未満 1回 1,000 円
		片道 5km 未満 1回 500円

### 2 理事

業務	報酬の額	交通費の額
理事会への出席	日額 5,000 円	片道 10km 以上 1回 1,500 円
		片道 10km 未満 1回 1,000 円
		片道 5km 未満 1回 500円
上記のほか法人業務のための出勤	日額 5,000 円	片道 10km 以上 1回 1,500 円
		片道 10km 未満 1回 1,000 円
		片道 5km 未満 1回 500円

### 3 監事

業務	報酬の額	交通費の額
理事会等会議への出席	日額 5,000 円	片道 10km 以上 1回 1,500 円
		片道 10km 未満 1回 1,000 円
		片道 5km 未満 1回 500円
監査、指導等のための出勤	専門資格者 日額 22,300 円 学識経験者 日額 10,000 円	片道 10km 以上 1回 1,500 円
		片道 10km 未満 1回 1,000 円
		片道 5km 未満 1回 500円
上記のほか法人業務のための出勤	日額 5,000 円	片道 10km 以上 1回 1,500 円
		片道 10km 未満 1回 1,000 円
		片道 5km 未満 1回 500円

- 備考 1 同一日に複数の業務に出席又は出勤した場合は、1日分の報酬(業務の区分により報酬の額が異なるときは、いずれか高い額とする。)及び1回分の交通費とする。
  - 2 交通費の実費が本表に定める額を超える場合は、その実費とすることができる。